政令第三百二十号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十四条、第六十五条の十一第一項、第三項、第四項及び第六項並びに第六十五条の十二第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第八十七条の二十三第十一号中「援助」の下に「（以下「防衛大臣等の援助」という。）」を加え、同号を同条第十三号とし、同条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「名称」の下に「及び連絡先」を加え、同号を同条第九号とし、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容（約束前の求職開始日がなかつた場合には、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容）

第八十七条の二十三第三号の次に次の一号を加える。

四　再就職の約束をした日以前の隊員としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（以下「約束前の求職開始日」という。）（約束前の求職開始日がなかつた場合には、その旨）

イ　再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ　再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

ハ　再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

第八十七条の二十三に次の一号を加える。

十四　防衛大臣等の援助以外の離職後の就職の援助（最初に隊員となつた後に行われたものに限る。以下「防衛大臣等以外の援助」という。）を行つた者の氏名又は名称及び当該防衛大臣等以外の援助の内容（防衛大臣等以外の援助がなかつた場合には、その旨）

第八十七条の二十六第十号中「防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助」を「防衛大臣等の援助」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同条第六号中「名称」の下に「及び連絡先」を加え、同号を同条第八号とし、同条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　隊員としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（以下「離職前の求職開始日」という。）（離職前の求職開始日がなかつた場合には、その旨）

イ　再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ　再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

ハ　再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

五　離職前の求職開始日があつた場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容

第八十七条の二十六に次の一号を加える。

十三　防衛大臣等以外の援助を行つた者の氏名又は名称及び当該防衛大臣等以外の援助の内容（防衛大臣等以外の援助がなかつた場合には、その旨）

第八十七条の三十一第十号中「防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助」を「防衛大臣等の援助」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同条第六号中「名称」の下に「及び連絡先」を加え、同号を同条第八号とし、同条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　離職前の求職開始日（離職前の求職開始日がなかつた場合には、その旨）

五　離職前の求職開始日があつた場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容

第八十七条の三十一に次の一号を加える。

十三　防衛大臣等以外の援助を行つた者の氏名又は名称及び当該防衛大臣等以外の援助の内容（防衛大臣等以外の援助がなかつた場合には、その旨）

第八十七条の三十三及び第八十七条の三十四を次のように改める。

（内閣の公表事項）

第八十七条の三十三　法第六十五条の十一第六項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法第六十五条の十一第一項の規定による届出に係る者　次に掲げる事項

イ　氏名

ロ　離職時の年齢

ハ　離職時の官職又は階級

ニ　約束前の求職開始日（約束前の求職開始日がなかつた場合には、その旨）

ホ　再就職の約束をした日

ヘ　約束前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容（約束前の求職開始日がなかつた場合には、再就職の約束をした日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容）

ト　離職日

チ　再就職日又は再就職予定日

リ　再就職先の名称

ヌ　再就職先の業務内容

ル　再就職先における地位

ヲ　求職の承認の有無

ワ　防衛大臣等の援助の有無

二　法第六十五条の十一第三項又は第四項の規定による届出に係る者　次に掲げる事項

イ　氏名

ロ　離職時の年齢

ハ　離職時の官職又は階級

ニ　離職前の求職開始日（離職前の求職開始日がなかつた場合には、その旨）

ホ　離職前の求職開始日があつた場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容

ヘ　離職日

ト　再就職日又は再就職予定日（法第六十五条の十一第四項の規定による届出に係る者にあつては、再就職日）

チ　再就職先の名称

リ　再就職先の業務内容

ヌ　再就職先における地位

ル　求職の承認の有無

ヲ　防衛大臣等の援助の有無

（防衛大臣の公表事項）

第八十七条の三十四　法第六十五条の十二第四号に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法第六十五条の十一第一項の規定による届出に係る者　次に掲げる事項

イ　離職時の年齢

ロ　離職時の官職又は階級